

神奈川行政書士政治連盟弔慰金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、神奈川行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）の会員又はその家族が死亡した場合における弔慰金等の支給についての基準を定める。

(本人弔慰金)

第 2 条 会員が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金を香典として支給する。

- 2 葬儀に際しては、弔慰金と併せて花輪又は生花を供するものとする。
- 3 弔慰金の額は、金10,000円とする。

(家族弔慰金)

第 3 条 会員の配偶者又は一親等の親族が死亡した場合は、会員に対して弔慰金を香典として支給する。

- 2 葬儀に際しては、弔慰金と併せて花輪又は生花を供するものとする。
- 3 弔慰金の額は、金10,000円とする。
- 4 同一の支給事由について2名以上の有資格会員がいる場合は、喪主又は年長者に対して支給するものとし、原則として重複して支給はしない。

(給付請求)

第 4 条 会員又は遺族による給付請求は、別紙の弔慰金給付請求書に必要な書類を添付して、本連盟に提出するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、添付する書類を省くことができる。

- 2 会員の死亡の場合において、会長が必要と認めたときは、前項の給付請求手続きを省いて支給することができる。

(支給の除外)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、弔慰金等を支給しない。

- (1) 本連盟規約の遵守に欠けるとき
- (2) 本連盟会費を滞納しているとき
- (3) 支給事由発生の日から1年以内に給付請求を行わないとき
- (4) 神奈川県行政書士会会則第15条第1項第2号の処分を受け、会員の権利の停止期間中のとき
- (5) 神奈川県行政書士会会則第15条第1項第3号の処分を受けているとき

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 給付の適用は、施行日以降の発生原因によるものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙

弔慰金給付請求書

神奈川県行政書士政治連盟

会長 殿

請求日： 年 月 日

事務所： 所在地：	
会員氏名：	支部名：
電話番号： — — (請求者と日中の連絡が可能な電話番号)	

私は、神奈川県行政書士政治連盟弔慰金規程に基づき、下記のとおり弔慰金の請求を致します。

記

※1	給付の原因	給付要件 ※2	
1	会員の死亡	死亡年月日 年 月 日	
2	会員の配偶者死亡	死亡者名	死亡年月日 年 月 日
3	一親等の親族死亡	死亡者名 (会員との続柄：)	死亡年月日 年 月 日

※1：該当する番号に○を付けてください。 ※2：該当する原因に対応する給付要件を記入してください。

請求者が会員の場合、印鑑は職印を押印ください。記入事項が行政書士名簿と異なるときは、受理できません。

給付原因を証する書類(死亡診断書又は除籍謄本)を添付してください。

請求可能期間は、要件充足の日の翌日から起算して1年以内となります。

振込を受ける口座(会員死亡又は本連盟に届出のある口座以外に振込を希望する場合に記入してください)

金融機関名	支店名	預金科目	口座番号	口座名義人
	支店	普通 当座		(ふりがな)

請求者住所：

請求者氏名：

(会員との続柄：)

印

本連盟使用欄

会費未納	その他検討事由	給付可否	給付金額	給付日	会長	財務委員長
有・無	有・無	可・否	10,000 円	・		